

# 富山市教育委員会 11月定例会 資料



## 大沢野幼稚園及び大久保幼稚園の閉園について

[学校再編推進課]

### 1 趣旨

令和2年5月に見直した「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」の「今後の推進計画」に基づき、大沢野幼稚園を閉園するもの。

また、大久保幼稚園についても、隣接する大久保保育所と人材や施設の有効活用を図りながら大久保エリアの教育・保育の受け皿を充実させるため、幼稚園と保育所を統合した「幼保連携型認定こども園」に移行することに伴い閉園するもの。

なお、現在教育委員会が所管する大久保幼稚園の施設については、廃止後、市長部局（こども家庭部）に移管する。

### 2 閉園日

令和5年3月31日

## 令和4年12月 教育委員会補正予算(案) 総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
教育委員会 合計	13,231,650	140,041	13,371,691	人件費 $\Delta$ 92,198 事業費 232,239
(款10)教育費	13,231,650	140,041	13,371,691	
(項1)教育総務費	2,133,036	$\Delta$ 9,398	2,123,638	1 事務局一般管理費 (人件費) $\Delta$ 10,297 2 学校保健事務費 (人件費) 2,844 3 教育センター管理運営事務費 (人件費) 5,857 4 野外教育活動センター管理運営事務費 (人件費) $\Delta$ 7,802
(項2)小学校費	4,835,981	158,284	4,994,265	1 総務学校管理事務費 (人件費) 24,124 (事業費) 102,599 2 教育機器特別整備充実事業費 (事業費) 31,561
(項3)中学校費	3,080,543	21,848	3,102,391	1 総務学校管理事務費 (人件費) $\Delta$ 39,978 (事業費) 40,895 2 教育機器特別整備充実事業費 (事業費) 20,931
(項4)幼稚園費	334,559	$\Delta$ 58,652	275,907	1 総務事務費 (人件費) $\Delta$ 60,031 (事業費) 1,379
(項5)社会教育費	2,847,531	27,959	2,875,490	1 一般管理事務費 (人件費) 6,175 2 埋蔵文化財調査事業費 (人件費) 2,429 3 大山歴史民俗資料館等管理運営費 (事業費) 437 4 管理運営事務費 (人件費) 6,356 (公民館費) (事業費) 2,547 5 管理運営事務費 (人件費) $\Delta$ 291 (郷土博物館費) (事業費) 2,841 6 管理運営事務費 (人件費) $\Delta$ 7,419 (民俗民芸村費) (事業費) 2,636 7 管理運営事務費 (人件費) $\Delta$ 3,298 (図書館費) (事業費) 15,733 8 管理運営事務費 (人件費) $\Delta$ 12,169 (科学博物館費) (事業費) 7,409 9 管理運営事務費 (人件費) 336 (市民学習センター費) (事業費) 1,500 10 大沢野生生涯学習センター管理運営費 (人件費) 966 (事業費) 1,771

# 人件費補正について

## (1) 人件費

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)		
							現計 予算	今回 補正後	増減
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	教育総務課	133,611	5,454	139,065	18	20	2
			学校再編推進課	71,929	△ 2,823	69,106	9	9	0
			学校施設課	103,388	△ 14,168	89,220	14	12	△ 2
			学校教育課	208,471	1,348	209,819	26	26	0
			学校保健課	100,524	△ 3,329	97,195	15	14	△ 1
			大沢野教育 行政センター	26,575	120	26,695	3	3	0
			大山教育 行政センター	26,813	686	27,499	3	3	0
			八尾教育 行政センター	32,946	381	33,327	4	4	0
			婦中教育 行政センター	25,911	1,068	26,979	3	3	0
			計	730,168	△ 11,263	718,905	95	94	△ 1
			5 教育センター費	教育センター	68,549	5,857	74,406	8	9
	6 野外教育活動 センター費	学校教育課	8,953	67	9,020	1	1	0	
	小 計			807,670	△ 5,339	802,331	104	104	0
	2 小学校費	1 学校管理費	教育総務課	741,537	30,204	771,741	125	127	2
		小 計			741,537	30,204	771,741	125	127
	3 中学校費	1 学校管理費	教育総務課	171,026	△ 33,513	137,513	26	21	△ 5
		小 計			171,026	△ 33,513	137,513	26	21
	4 幼稚園費	1 幼稚園費	教育総務課	188,669	△ 41,424	147,245	27	21	△ 6
		小 計			188,669	△ 41,424	147,245	27	21
5 社会教育費	1 社会教育総務費	生涯学習課	63,617	△ 479	63,138	9	10	1	
		大沢野教育 行政センター	9,305	55	9,360	1	1	0	
		婦中教育 行政センター	16,580	△ 1,002	15,578	2	2	0	
		埋蔵文化財 センター	71,896	7,601	79,497	9	10	1	
		計	161,398	6,175	167,573	21	23	2	
	4 郷土博物館費	郷土博物館	51,941	△ 3,707	48,234	7	6	△ 1	
	5 民俗民芸村費	民俗民芸村 管理センター	34,561	△ 4,208	30,353	4	4	0	
	6 図書館費	図書館	161,512	△ 11,290	150,222	23	21	△ 2	
	7 科学博物館費	科学博物館	129,173	△ 14,160	115,013	17	15	△ 2	
	8 市民学習 センター費	市民学習センター	22,437	336	22,773	3	3	0	
		大沢野生涯学習 センター	19,363	966	20,329	2	2	0	
計		41,800	1,302	43,102	5	5	0		
小 計			580,385	△ 25,888	554,497	77	74	△ 3	
合 計				2,489,287	△ 75,960	2,413,327	359	347	△ 12

(2) 報酬等

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	
10 教育費	1 教育 総務 費	2 事務局費	教育 総 務 課	9,802	966	10,768	
			学 校 保 健 課	37,983	2,844	40,827	
		6 野外教育活動 センター費	学 校 教 育 課	45,971	△ 7,869	38,102	
		小 計			93,756	△ 4,059	89,697
	2 小学 校費	1 学校管理費	教 育 総 務 課	280,647	△ 6,080	274,567	
		小 計			280,647	△ 6,080	274,567
	3 中 学 校 費	1 学校管理費	教 育 総 務 課	145,952	△ 6,465	139,487	
		小 計			145,952	△ 6,465	139,487
	4 幼 稚 園 費	1 幼稚園費	教 育 総 務 課	74,073	△ 18,607	55,466	
		小 計			74,073	△ 18,607	55,466
	5 社 会 教 育 費	2 文化費	埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	17,244	2,429	19,673	
		3 公民館費	生 涯 学 習 課	282,302	6,356	288,658	
		4 郷土博物館費	郷 土 博 物 館	23,808	3,416	27,224	
		5 民俗民芸村費	民 俗 民 芸 村 管 理 セ ン タ ー	78,448	△ 3,211	75,237	
		6 図書館費	図 書 館	74,063	7,992	82,055	
		7 科学博物館費	科 学 博 物 館	27,660	1,991	29,651	
		小 計			503,525	18,973	522,498
	合 計				1,097,953	△ 16,238	1,081,715

教育委員会 人件費・報酬等 総 合 計	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
	3,587,240	△ 92,198	3,495,042

## 【総務学校管理事務費（小学校） 外 9 事業】

### 光熱水費等の増額について

[教育総務課 外 7 所属]

(1) 補正額 174,147千円

〔 財源内訳 一般財源 174,147千円 〕

#### (2) 事業目的

電気料金等の高騰に伴い、小・中学校、幼稚園及び社会教育施設で不足する光熱水費等を補正するもの。

#### (3) 事業内容

所 属 名	事 業 名	事業費（千円）
教育総務課	総務学校管理事務費（小学校）	101,699
	総務学校管理事務費（中学校）	40,895
	総務事務費（幼稚園）	1,379
生涯学習課	管理運営事務費（公民館）	847
大山教育行政センター	大山歴史民俗資料館等管理運営費	437
民俗民芸村管理センター	管理運営事務費	2,636
図書館	管理運営事務費	15,733
科学博物館	管理運営事務費	5,909
郷土博物館	管理運営事務費	2,841
大沢野生涯学習センター	大沢野生涯学習センター管理運営費	1,771
合 計		174,147

**【総務学校管理事務費（小学校）】**

**針原小学校の電話設備更新について**

[教育総務課]

**（１）補正額**                    ９００千円

〔 財源内訳   一般財源   ９００千円 〕

**（２）事業目的**

針原小学校の電話回線に不具合が生じていることから、原因である電話主装置設備を更新するもの。

**（３）事業内容**

電話主装置及び電話機設置業務委託            ９００千円



## 【管理運営事務費】

### 市立公民館の館名サイン設置等について

[生涯学習課]

(1) 補正額 1,700千円

〔 財源内訳 一般財源 1,700千円 〕

#### (2) 事業目的

市立公民館とコミュニティセンターとの統合に伴い、公民館と建物を共有しているコミュニティセンター等のサインを撤去し、必要に応じて公民館名のサインを設置するもの。

#### (3) 事業内容

市立公民館 館名サイン設置等業務委託 1,700千円  
(対象施設15施設)

## 【管理運営事務費】

### 市民大学講義室等の環境整備について

[市民学習センター]

(1) 補正額 1,500千円

(財源内訳 国庫支出金 1,500千円)

#### (2) 事業目的

市民大学講義室等において、新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底を図り、利用者が安全、快適に使用できる環境を整えるため、検温器や空気清浄機を設置するもの。

#### (3) 事業内容

内 容	数 量	金 額
顔認証型検温器設置	2台	449千円
空気清浄機設置	11台	1,051千円

## 【教育機器特別整備充実事業費（小・中学校）】

### 教育 I C T 機器の購入について

[教育センター]

(1) 補正額 小学校費 31,561千円

〔 財源内訳 国庫支出金 31,561千円 〕

中学校費 20,931千円

〔 財源内訳 国庫支出金 20,931千円 〕

#### (2) 事業目的

新型コロナウイルス感染症により小中学校で学級閉鎖等が発生した際、遠隔授業等を行うために必要な I C T 機器の充実を図るもの。

#### (3) 事業内容

##### 教育 I C T 機器購入台数

品名	小学校	中学校
マグネットスクリーン	29台	0台
実物投影機	23台	0台
プロジェクタ	39台	0台
大型モニター	71台	71台

## 【管理運営事務費】

### A I カメラの設置について

[科学博物館]

(1) 補正額 1, 500 千円

( 財源内訳 国庫支出金 1, 500 千円 )

#### (2) 事業目的

令和5年3月のプラネタリウム・リニューアルオープンにより、来館者の増加が見込まれる中で、新型コロナウイルス感染症への対応として、来館者に密状態回避のための移動を促すアナウンスを適時適切に行えるよう、施設内の混雑状況を把握するA I カメラをエントランス等に設置するもの。

#### (3) 事業内容

A I カメラ設置業務委託 1, 500 千円

#### (4) 参考

A I カメラの設置場所、台数

1階	エントランス、総合案内、ミュージアムショップ、休憩室（各1台）	4台
2階	特別展示室	3台
3階	天文展示ホール	1台
計		8台

議案第 1 5 3 号

工事請負契約締結の件

西部中学校校舎改築（その 2）主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 西部中学校校舎改築（その 2）主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 8 2 7 , 2 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 日本海建興・前田建設・砂原建設西部中学校校舎改築（その 2）主体工事共同企業体

代表者

富山市牛島町 2 4 番 6 号

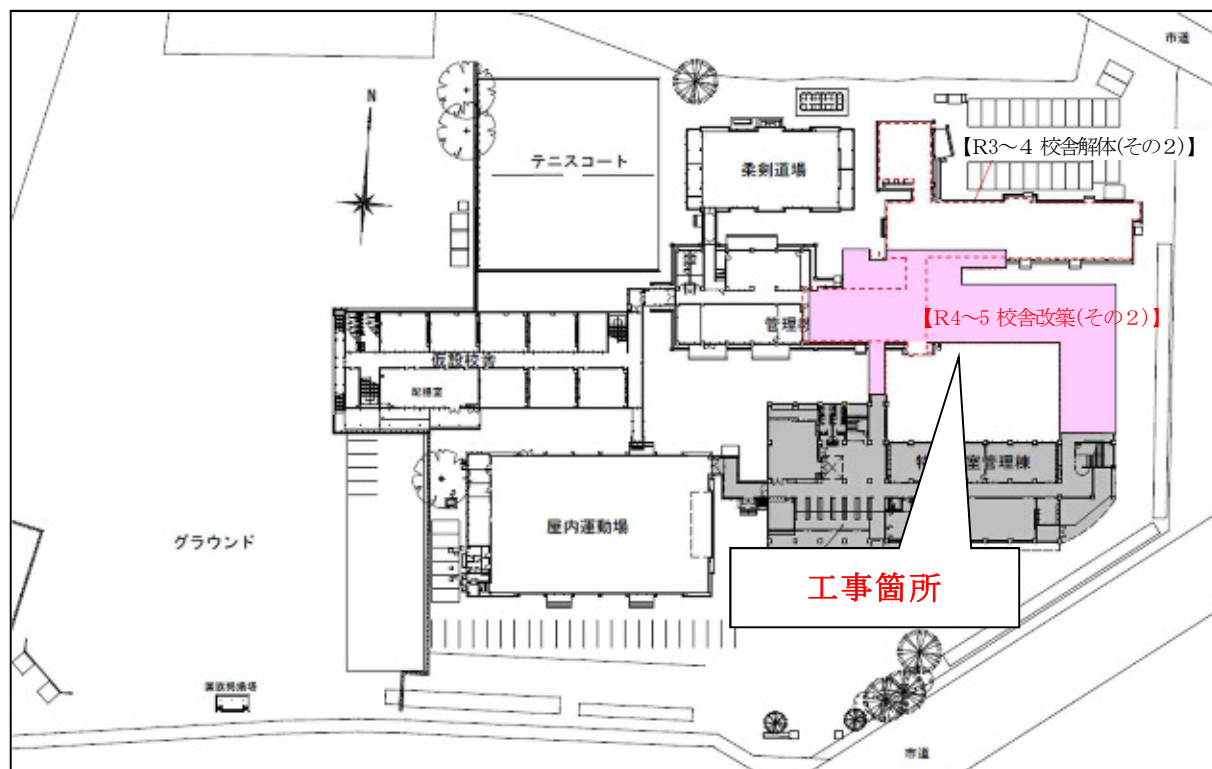
日本海建興株式会社

代表取締役 山田 仁史

## 【工事請負契約締結の件】

# 11 西部中学校校舎改築（その2）主体工事

[学校施設課]



## (1) 目的

令和3～4年度にかけて実施した西部中学校の校舎解体（その2）工事に引き続き、校舎改築（その2）主体工事を実施するもの。

## (2) 内容

構造：鉄筋コンクリート造3階建て

延床面積：約2,470㎡

契約方法：一般競争入札

予定価格：827,420,000円

契約の金額：827,200,000円

工期：契約締結日の翌開庁日～令和6年2月29日

契約の相手方：日本海建興・前田建設・砂原建設西部中学校校舎改築（その2）主体工事共同企業体

議案第 143 号

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例  
富山市立学校設置条例（平成 17 年富山市条例第 250 号）の一部  
を次のように改正する。

別表第 3 富山市立大沢野幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

# 富山市立学校設置条例の一部改正について

[学校再編推進課]

## (1) 趣旨

園児の減少等に伴い、市立幼稚園を廃止するもの。

## (2) 改正内容

富山市立大沢野幼稚園の廃止

## (3) 施行期日

令和5年4月1日



## 議案第144号

富山市公民館条例等の一部を改正する等の条例制定の件  
富山市公民館条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市公民館条例等の一部を改正する等の条例

(富山市公民館条例の一部改正)

第1条 富山市公民館条例(平成17年富山市条例第258号)の一部を次のように改正する。

別表第1 富山市立牧公民館の項中「牧803番地」を「牧814番地」に改め、同表富山市立神保公民館の項の次に次のように加える。

富山市立速星公民館笹倉分館	富山市婦中町笹倉433番地
---------------	---------------

別表第1に次のように加える。

富山市立細入公民館北部分館	富山市榆原1333番地1
---------------	--------------

別表第2に次のように加える。

グラウンド	3,300	4,400	5,500	7,700	9,900	13,200
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

(富山市農村環境改善センター等条例の一部改正)

第2条 富山市農村環境改善センター等条例(平成17年富山市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第2条の表富山市婦中農村環境改善センターの項及び富山市朝日地域農業再編センターの項を削る。

第4条の表富山市婦中農村環境改善センターの項及び富山市朝日地域農業再編センターの項を削る。

別表第1 富山市婦中農村環境改善センターの項を削り、同表富山市朝日地域農業再編センター、富山市八尾パインパーク、富山市八尾サンパーク、富山市大長谷交流センター及び富山市黒瀬谷交流センターの項中「富山市朝日地域農業再編センター、」を削る。

(富山市地区コミュニティセンター条例及び富山市音川交流センター条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 富山市地区コミュニティセンター条例（平成17年富山市条例第275号）

(2) 富山市音川交流センター条例（平成17年富山市条例第282号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、第2条の規定による改正前の富山市農村環境改善センター等条例（以下「旧農村環境改善センター等条例」という。）、第3条第1号の規定による廃止前の富山市地区コミュニティセンター条例又は同条第2号の規定による廃止前の富山市音川交流センター条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為（旧農村環境改善センター等条例の規定に基づくものにあつては、富山市婦中農村環境改善センター及び富山市朝日地域農業再編センターに係るものに限る。）は、それぞれ第1条の規定による改正後の富山市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、旧農村環境改善センター等条例第5条第1項の規定により承認の申請（富山市婦中農村環境改善センター及び富山市朝日地域農業再編センターに係るものに限る。）のあつた施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

# 富山市公民館条例等の一部改正等について

[生涯学習課]

## (1) 趣旨

富山市地区コミュニティセンター条例の廃止等に伴い、公民館の位置が変更となること等から、富山市公民館条例等の一部改正等を行うもの。

## (2) 改正内容

ア. 富山市公民館条例の一部改正

- ・ 富山市立牧公民館の位置の変更  
(変更前) 富山市牧 8 0 3 番地  
(変更後) 富山市牧 8 1 4 番地
- ・ 公民館分館の設置

名 称	位 置
富山市立速星公民館笹倉分館	富山市婦中町笹倉 4 3 3 番地
富山市立細入公民館北部分館	富山市楡原 1 3 3 3 番地 1

- ・ グラウンド使用料の設定

9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～17 時	13 時～22 時	9 時～22 時
3,300 円	4,400 円	5,500 円	7,700 円	9,900 円	13,200 円

イ. 富山市農村環境改善センター等条例の一部改正

富山市婦中農村環境改善センター及び富山市朝日地域農業再編センターの廃止

ウ. 富山市地区コミュニティセンター条例及び富山市音川交流センター条例の廃止

## (3) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 145 号

富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公民館条例の一部を改正する条例

富山市公民館条例（平成 17 年富山市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「前条」を「前項」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第 1 富山市立細入公民館の項中「楡原 1077 番地」を「楡原 1128 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定及び第 6 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

# 富山市公民館条例の一部改正について

[生涯学習課]

## (1) 趣旨

令和5年4月に公共施設の複合化事業により富山市立細入公民館が隣接地に機能移転すること等から、富山市公民館条例の一部改正を行うもの。

## (2) 改正内容

ア. 富山市立細入公民館の位置の変更

(変更前) 富山市榆原1077番地

(変更後) 富山市榆原1128番地

イ. 公民館使用料の前納規定の追加等

## (3) 施行期日

令和5年4月1日

ただし、(2)イ. は公布の日から施行する。

## 富山市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正に伴う 富山市立学校設置条例の一部改正について

[学校再編推進課]

### (1) 趣旨

大久保幼稚園と大久保保育所を統合し、令和5年4月に市長部局（こども家庭部）が所管する幼保連携型認定こども園「富山市立大久保認定こども園」が設置されることから、「富山市立幼保連携型認定こども園条例」の一部改正に合わせて、附則で「富山市立学校設置条例」の一部改正を行うもの。

### (2) 改正内容

富山市立大久保幼稚園の廃止

### (3) 施行期日

令和5年4月1日

## 富山市大沢野会館条例制定に伴う富山市大沢野生涯学習センター 条例の廃止について

[大沢野生涯学習センター]

### (1) 趣旨

大沢野生涯学習センターについては、大沢野地域公共施設複合化事業による「大沢野会館」の整備に伴い、その機能が再編・集約化されることから、「富山市大沢野会館条例」の附則により「富山市大沢野生涯学習センター条例」の廃止を行うもの。

### (2) 大沢野生涯学習センターの概要

市民に生涯学習活動の機会と場所を提供し、生涯学習の振興に資するため設置されたもの。

建築年月 平成2年7月

住 所 富山市高内365番地

構 造 鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階建て

延床面積 4,666.78㎡

### (3) 施行期日

令和5年4月1日

## 富山市大山会館条例制定に伴う富山市公民館条例及び 富山市立図書館条例の一部改正について

[生涯学習課]

[図書館]

### (1) 趣旨

大山地域公共施設複合化事業による「大山会館」の整備に伴い、上滝公民館及び大山図書館の位置が変更となることから、「富山市大山会館条例」の附則により、「富山市公民館条例」及び「富山市立図書館条例」の一部改正を行うもの。

### (2) 改正内容

ア. 富山市公民館条例の一部改正

- ・ 富山市立上滝公民館の位置の変更  
（変更前）富山市上滝534番地1  
（変更後）富山市上滝567番地

イ. 富山市立図書館条例の一部改正

- ・ 富山市立大山図書館の位置の変更  
（変更前）富山市上滝577番地  
（変更後）富山市上滝567番地

### (3) 施行期日

令和5年4月3日



令和3年度富山市立小中学校の問題行動等調査の結果について

【富山市教育委員会】

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(以下、問題行動等調査)の概要

本調査は、文部科学省によって実施される「暴力行為」「いじめ」「不登校」等の生徒指導上の諸課題に関する調査である。調査対象は全国の小・中学校、高等学校であり、その結果は 今後の生徒指導施策推進の参考とされる。(令和4年10月27日 結果公表)

本市では、全市立小学校65校1分校、全市立中学校26校1分校で本調査を実施しており、国と同様、調査結果を教育施策に活用している。

問題行動等調査の結果概要

本市においては、不登校児童生徒数及び出現率、いじめの認知件数は増加し、暴力行為の発生件数はわずかに減少した。この要因の一つとして、コロナ禍で休業が多かった令和2年度と比べ、学校生活に制限がかかった中で、通常の教育活動を取り戻しつつあることが、子どもたちの行動等にも少なからず影響を与えたことが考えられる。

1 不登校

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的な理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く)」をいう。本調査では、年間30日以上欠席した不登校児童生徒を対象としている。

(1) 不登校児童生徒数及び出現率の推移

単位:人

	年度	富山市		富山県		全国
小学校	H28	90	(4.2)	194	(3.7)	(4.7)
	H29	119	(5.8)	279	(5.4)	(5.4)
	H30	134	(6.6)	334	(6.6)	(7.0)
	R 1	187	(9.4)	425	(8.5)	(8.3)
	R 2	259	(13.2)	556	(11.4)	(10.0)
	R 3	350	(18.0)	725	(15.1)	(13.0)
中学校	H28	235	(21.3)	608	(21.3)	(31.4)
	H29	256	(23.8)	635	(22.3)	(32.5)
	H30	318	(30.0)	801	(28.7)	(36.5)
	R 1	353	(34.0)	846	(31.1)	(39.4)
	R 2	364	(35.6)	899	(33.7)	(40.9)
	R 3	468	(46.3)	1,112	(42.3)	(50.0)

※( )は、出現率、1,000人当たりの不登校児童生徒数である。

※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は、平成28年度は公立校分、平成29年度から令和3年度は国公立校分。

- 不登校児童生徒数は、小学校350人、中学校468人、計818人であり、前年度から小学校91人、中学校104人、計195人増加した。また、その出現率も、小・中学校ともに増加した。
- 平成28年度の調査と比較すると、出現率において富山市の小学校4.3倍、中学校2.2倍であり、全国の小学校2.8倍、中学校1.5倍を上回っている。
- 不登校の要因については、「無気力・不安」が小学校278人、中学校381人、計659人、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が小学校31人、中学校89人、計120人と、本人に係る状況のものが多かった。次いで学校に係る状況、家庭に係る状況のものが多く、「いじめを除く友人関係をめぐり問題」が小学校48人、中学校71人、計119人、「学業の不振」が小学校17人、中学校91人、計108人、「親子の関わり方」が小学校25人、中学校76人、計101人となっている。
- 担任やカウンセリング指導員、スクールカウンセラー(以下、SC)、スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)等のかかわりによって、不登校児童生徒のうち小学校92人、中学校163人、計255人が登校できるようになった。

## (2) 不登校児童生徒の欠席期間別実人数及び割合

単位:人

		富山市			富山県			全国		
		不登校児童生徒数	90日以上	全休	不登校児童生徒数	90日以上	全休	不登校児童生徒数	90日以上	全休
小学校	R2	259	130 (50.2)	9 (3.5)	556	253 (45.5)	18 (3.2)	63,350	27,736 (43.8)	2,095 (3.3)
	R3	350	170 (48.6)	10 (2.9)	725	336 (46.3)	23 (3.2)	81,498	36,010 (44.2)	2,324 (2.9)
中学校	R2	364	202 (55.5)	11 (3.0)	899	499 (55.5)	30 (3.3)	132,777	80,035 (60.3)	6,166 (4.6)
	R3	468	270 (57.7)	15 (3.2)	1,112	676 (60.8)	47 (4.2)	163,442	98,645 (60.4)	6,222 (3.8)

※( )は、不登校児童生徒全体に占める90日以上と全休の児童生徒の割合(%)。

※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は、国公立校分。

- 平成28年度から6年間、小学校、中学校ともに90日以上欠席の児童生徒が増加傾向にある。MAP豊田・婦中(適応指導教室)やフリースクール等と連携を図るとともに、「学校に行きづらい」と感じている子どもたちを支援する野外教育活動センターでの「自然体験」や、不登校児童生徒を抱える保護者との相談会の実施等、今後とも社会的な自立に向けた継続的な支援及び保護者との連携が必要である。

## (3) 学校外の機関等で相談・指導等を受けた不登校の児童生徒数

単位:人

	小学校	中学校	計
MAP豊田・婦中(適応指導教室)	39	36	75
市教育センター	22	22	44
児童相談所・福祉事務所	2	7	9
保健所・精神保健福祉センター	2	2	4
病院・診療所	52	92	144
民間団体・民間施設	11	10	21
上記以外の機関等	1	7	8
計	129	176	305

※複数の機関で支援等を受けている児童生徒もいる。

- 不登校児童生徒小学校129人、中学校176人、計305人(前年度比+44人)がMAP豊田・婦中(適応指導教室)や教育センター、病院等の学校外の機関から学習支援やカウンセリング等を受けている。

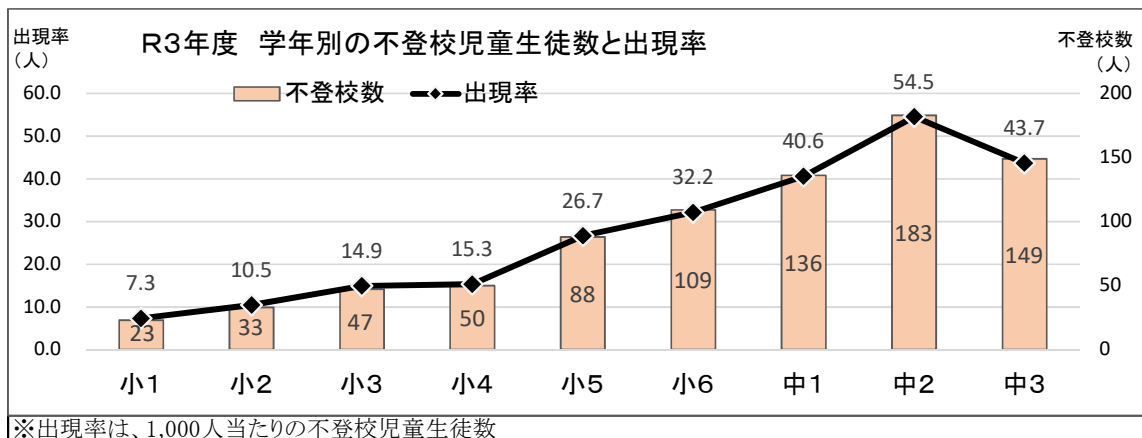
## (4) 学年別の不登校児童生徒数

単位:人

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R2	17	26	29	55	68	64	259
R3	23	33	47	50	88	109	350

中学校	1年	2年	3年	計
R2	92	128	144	364
R3	136	183	149	468

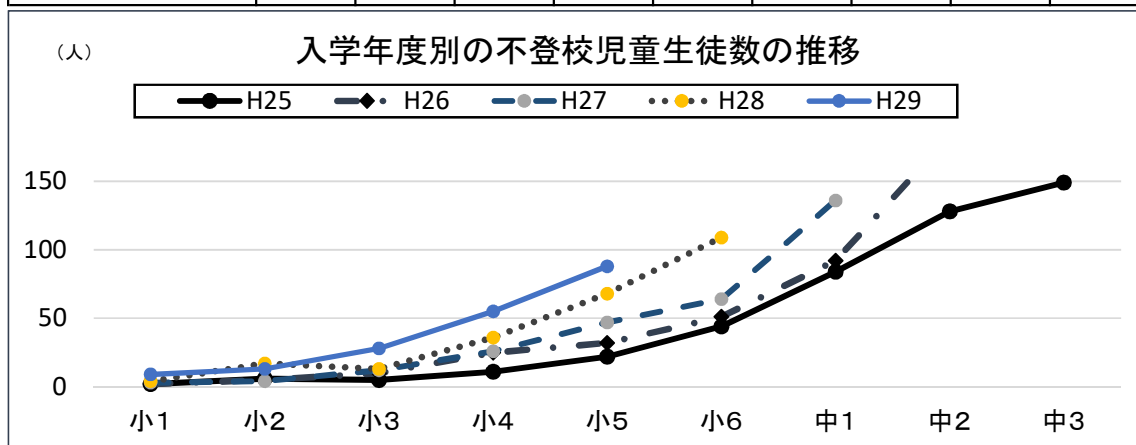


- 学年別に不登校児童生徒数を見ると、小学校1年生でも20名を超え低年齢化が進んでいる。学年ごとの経年変化を見ると、小学校6年生から中学校1年生にかけて2.13倍、中学校1年生から中学校2年生にかけて1.99倍、小学校1年生から2年生にかけて1.94倍と増加の割合が大きい。環境や友人関係が大きく変わる中学校1年生や中学校2年生でも増加している。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響で制限のある学校生活による意欲の低下や、休業による生活リズムの乱れ、欠席することへの抵抗が少なくなったことが考えられる。体調不良を理由に休みが続いた場合、学校として登校を促しにくい状況にある。大きく変化する学習内容や環境への不安を少しでも軽減できるよう、発達の段階に寄り添った指導と支援の充実、幼・小・中学校間での教員研修や子どもが合同で行う活動を推進し、円滑な接続に努めていく必要がある。また、SCやSSWとの連携を図り、適切なアセスメントのもと早期支援に努めていく必要がある。

(5) 入学年度別の不登校児童生徒数の推移

単位:人

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H25年度入学	2	6	5	11	22	44	84	128	149
H26年度入学	2	5	10	25	32	51	92	183	-
H27年度入学	3	4	12	26	47	64	136	-	-
H28年度入学	4	17	13	36	68	109	-	-	-
H29年度入学	9	13	28	55	88	-	-	-	-



- 入学年度別に不登校児童生徒数の推移を見ると、小学校4年生から急増し、その後学年が上がるにしたがって増加傾向がある。不登校児童生徒数が二桁に達する学年を見ると、低年齢化している。

2 長期欠席者

「長期欠席者」とは年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒を対象としている。また、欠席理由は、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」としている。  
 ※小・中学校における長期欠席の状況等に関する調査については、26年度まで学校基本調査における「理由別長期欠席者数」の項目で調査していたが、27年度から本調査に移行した。

(1) 長期欠席児童生徒数及び出現率

単位:人

	年度	富山市	富山県	全国
小学校	H28	175 (8.3)	407 (7.7)	(10.3)
	H29	211 (10.2)	508 (9.8)	(11.2)
	H30	208 (10.2)	518 (10.2)	(13.0)
	R 1	264 (13.2)	598 (12.0)	(14.1)
	R 2	325 (16.5)	757 (15.5)	(18.0)
	R 3	438 (22.6)	986 (20.5)	(28.9)
中学校	H28	339 (30.8)	903 (30.8)	(38.4)
	H29	365 (34.0)	912 (32.0)	(43.0)
	H30	415 (39.1)	1,064 (38.2)	(47.6)
	R 1	441 (42.5)	1,065 (39.1)	(50.1)
	R 2	454 (44.4)	1,109 (41.5)	(53.6)
	R 3	563 (55.7)	1,389 (52.8)	(71.3)

※( )は、出現率、1,000人当たりの長期欠席児童生徒数。  
 ※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は、平成28年度は公立校分、平成29～令和3年度は国公立校分。

- 長期欠席児童生徒数は、小学校438人、中学校563人、計1,001人であり、前年度から小学校113人、中学校109人、計222人増加した。また、出現率も小学校、中学校ともに増加した。
- 長期欠席者数の内訳は、「不登校」が小学校350人、中学校468人、計818人、「病気」が小学校29人、中学校56人、計85人、「新型コロナウイルスの感染回避」が小学校32人、中学校15人、計47人、「その他」が小学校27人、中学校24人、計51人である。
- 「その他」の内容としては、「保護者の教育に関する考え方」、「家庭の事情」等があり、家庭の状況が本人の登校状況に影響を与えている。

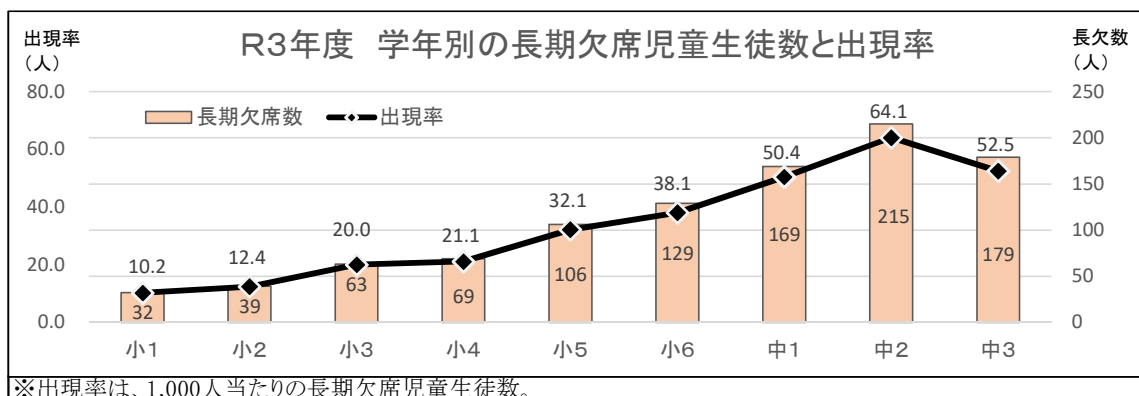
(2) 学年別の長期欠席児童生徒数と出現率

単位:人

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R2	25	37	35	67	81	80	325
R3	32	39	63	69	106	129	438

中学校	1年	2年	3年	計
R2	114	157	183	454
R3	169	215	179	563



- 長期欠席者は学年が上がるにつれて、増加する傾向にある。断続的に欠席が続くと、長期化する傾向があるので、初期段階(2~3日連続して欠席した場合)での対応が重要になる。
- 欠席が多くなりがちな児童生徒には、「昼夜逆転傾向」、「友人関係が上手くいかない」、「特定の教科が苦手である」など、登校を渋る要因や背景があることを理解した上で、SCやSSWと連携を図り、子ども・保護者に寄り添った支援や指導を進めることが大切である。

3 いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(1) いじめの認知件数

単位:件

	年度	富山市	富山県	全国
小学校	H28	172 (8.1)	482 (9.1)	(36.8)
	H29	194 (9.4)	470 (9.1)	(49.1)
	H30	362 (17.7)	794 (15.6)	(66.0)
	R 1	479 (24.0)	1,049 (21.0)	(75.8)
	R 2	345 (17.5)	739 (15.1)	(66.5)
	R 3	379 (19.5)	841 (17.5)	(79.9)
中学校	H28	158 (14.4)	387 (13.6)	(21.7)
	H29	138 (12.8)	366 (12.8)	(24.0)
	H30	192 (18.1)	455 (16.3)	(29.8)
	R 1	245 (23.6)	526 (19.3)	(32.8)
	R 2	166 (16.3)	379 (14.2)	(24.9)
	R 3	208 (20.6)	612 (23.3)	(30.0)

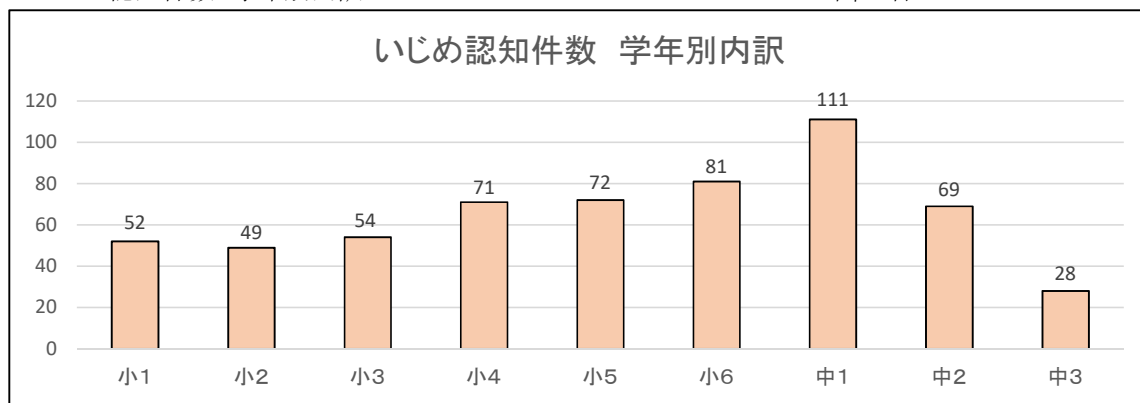
※( )は、1,000人当たりのいじめ認知件数。

※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は、平成28年度は公立校分、平成29~令和3年度は国公立校分。

- いじめの認知件数は、小学校379件、中学校208件、計587件であり、前年度から小学校34件、中学校42件、計76件増加した。また、その出現率も小・中学校ともに増加した。
- いじめ認知件数零校は小学校が6校1分校、中学校が2校1分校であり、前年度と同様であった。
- いじめの態様については、「冷やかしからかい等」が最も多く、小学校235件、中学校136件、計371件である。次いで、小学校では「軽くぶつかられたり、たたかれたりなど」が77件、中学校では「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が43件(前年度比+24)である。好ましい友人関係の築き方や情報モラル教育の一層の推進が必要である。
- 令和4年3月の調査報告時点においてのいじめ解消率は、小学校82.3%、中学校86.1%であった。転学や卒業等による件数を除く、未解消であった小学校62件のうち49件、中学校26件のうち22件が解消されている。残りの小学校13件、中学校4件の事案については、現在も解消に向けて取り組み中である。
- いじめ発見のきっかけについては、「学校の教職員以外からの情報により発見」が小学校312件、中学校149件、計461件である。中でも「当該児童生徒の保護者からの訴え」が小学校208件、中学校64件、計272件と最も多く、次に「本人からの訴え」が小学校71件、中学校59件、計130件であった。  
一方、「学校の教職員等が発見」は小学校67件、中学校59件、計126件であり、全件数の21.5%(前年度23.9%)となっている。

(2) いじめの認知件数 学年別内訳

単位:件



※令和3年度より男女の区別がない調査となっている。

- 学年別のいじめの認知件数については、小学校では、学年が上がるにつれていじめが増加する傾向にあり、小学校上学年で多くなっている。一方、中学校では、1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少している。
- 今後も、各学校が「いじめ防止対策推進法」に規定するいじめの定義を正確に解釈して、いじめの認知を行い、ごく初期段階のいじめ等も積極的に認知するとともに、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という意識のもと、アンケートや個別面談等による実態把握を積極的に行い、早期発見や即時対応、未然防止に努める必要がある。

4 暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいう。被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係のある児童生徒同士に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

(1) 暴力行為の発生件数

単位:件

	年度	富山市	富山県	全国
小学校	H28	18 (0.9)	61 (1.2)	(3.5)
	H29	70 (3.4)	147 (2.8)	(4.4)
	H30	192 (9.4)	404 (7.9)	(5.7)
	R 1	327 (16.4)	554 (11.1)	(6.8)
	R 2	220 (11.2)	530 (10.8)	(6.5)
	R 3	178 (9.2)	488 (10.1)	(7.7)
中学校	H28	34 (3.0)	117 (4.1)	(9.2)
	H29	50 (4.7)	186 (6.5)	(8.5)
	H30	145 (13.7)	298 (10.7)	(8.9)
	R 1	166 (16.0)	283 (10.4)	(8.8)
	R 2	87 (8.5)	214 (8.0)	(6.6)
	R 3	121 (12.0)	332 (12.6)	(7.5)

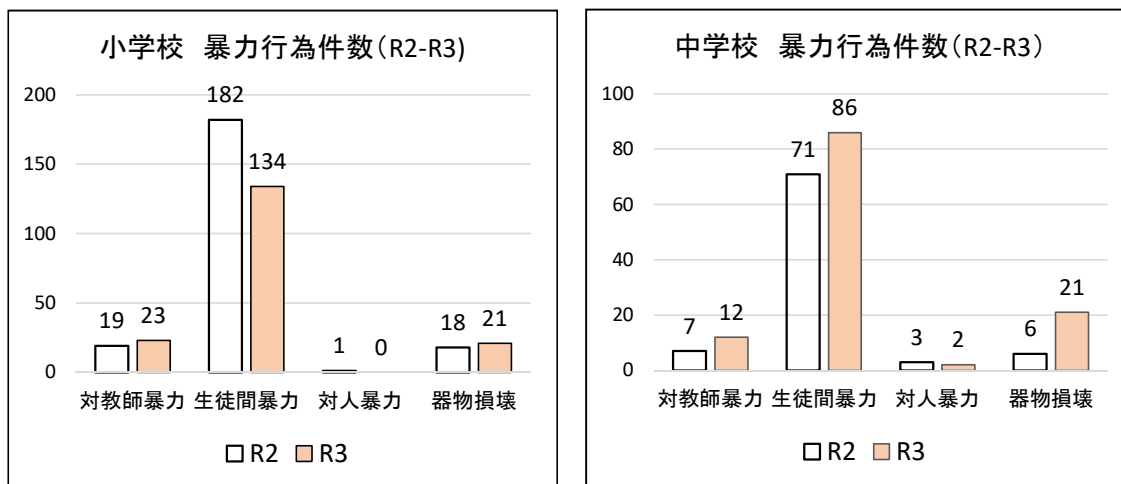
※( )は、1,000人当たりの発生件数。

※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は、平成28年度は公立校分、平成29～令和3年度は国公立校分。

- 暴力行為が発生した学校数は、小学校31校(47.0%)、中学校20校(74.1%)であった。前年度から小学校1校の減少、中学校増減なし、計1校減少した。
- 暴力行為の件数は、小学校178件、中学校121件、計299件であり、前年度から小学校42件の減少、中学校34件の増加で、計8件減少した。小学校では生徒間暴力が前年度から48件減少している。新しい生活様式の中で児童同士の接触の機会が減少していること、怪我に至らない軽微な暴力行為にも積極的に対応していることが要因の一つと考えられる。中学校は生徒間暴力と器物破損が前年度からそれぞれ15件ずつ増加した。同一の生徒が繰り返し暴力行為を行ったことが発生件数の増加の要因の一つと考えられる。

(2) 暴力行為件数 内訳

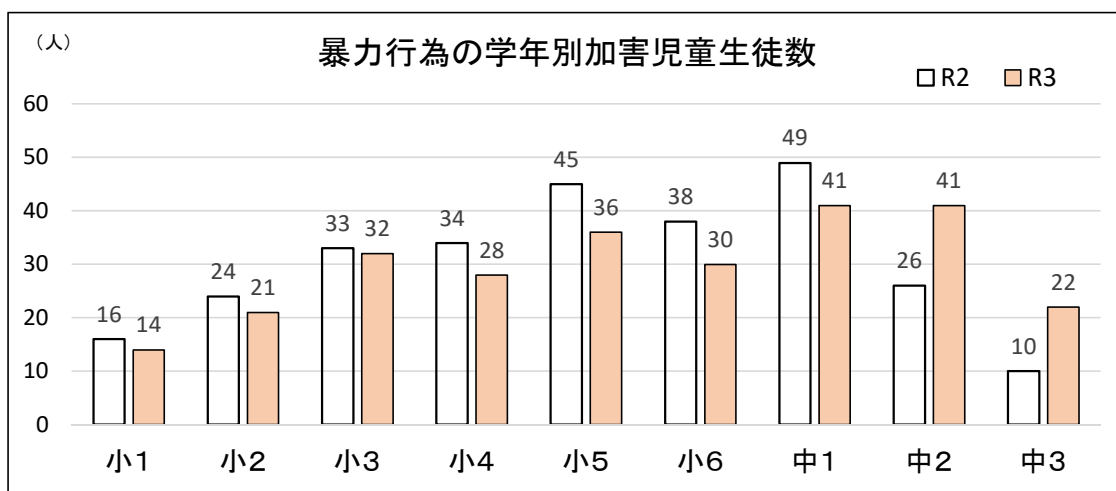
単位:件



- 暴力行為の内訳は、小・中学校ともに生徒間暴力が最も多く(小学校134件、中学校86件)、次いで小学校では対教師暴力(23件)、中学校では器物破損(21件)である。

(3) 暴力行為の学年別加害児童生徒数

単位:人



- 暴力行為の学年別加害児童生徒数については、小学校では5年生、中学校では1年生が多い。なお、いじめの認知件数に関しては、小学校では6年生に次いで5年生、中学校では1年生が多い傾向にある。(3 いじめ(2)「いじめの認知件数 学年別別内訳」参照)

令和5年度 富山市立中学校学校選択制  
通学区域外からの入学希望者数及び抽選実施校について

富山市教育委員会

中学校名	受入枠総数 (入学可能な人数)	通学区域外からの 受入枠	通学区域外からの 入学希望者数	抽選実施の有無
芝園中学校	146	38	26	—
堀川中学校	380	31	23	—
東部中学校	110	38	38	—
西部中学校	152	34	0	—
南部中学校	213	38	12	—
北部中学校	165	25	11	—
新庄中学校	228	18	3	—
岩瀬中学校	152	14	26	(※)
山室中学校	228	31	2	—
奥田中学校	210	38	37	—
大泉中学校	76	19	19	—
月岡中学校	76	21	0	—
呉羽中学校	190	14	7	—
水橋中学校	76	14	3	—
三成中学校	54	20	0	—
和合中学校	114	21	3	—
興南中学校	137	28	4	—
藤ノ木中学校	190	15	1	—
大沢野中学校	190	11	2	—
上滝中学校	76	21	0	—
八尾中学校	152	21	3	—
速星中学校	342	25	10	—
城山中学校	114	14	0	—
山田中学校	25	15	0	—
楡原中学校	28	15	1	—
合計	3,824	579	231	

(※) 岩瀬中学校については、通学区域外からの入学希望者が通学区域外からの受入枠を上回っておりますが、受入枠総数に収まることが見込まれるため抽選は実施しません。

富山市立中学校学校選択制 通学区域外からの入学希望者数の比較

富山市教育委員会

中学校名	受入枠総数 (入学可能な人数)				通学区域外からの受入枠				通学区域外からの入学希望者数				抽選実施の有無			
	R2	R3	R4	R5	R2	R3	R4	R5	R2	R3	R4	R5	R2	R3	R4	R5
芝園	144	142	140	146	36	39	38	38	41	54	51	26	抽選実施	抽選実施	抽選実施	—
堀川	380	324	374	380	32	39	38	31	25	23	30	23	—	—	—	—
東部	108	107	131	110	37	39	38	38	51	40	37	38	抽選実施	抽選実施	—	—
西部	152	152	152	152	5	13	31	34	1	1	3	0	—	—	—	—
南部	190	207	190	213	20	38	31	38	15	20	14	12	—	—	—	—
北部	190	190	165	165	17	34	19	25	12	10	24	11	—	—	(※)	—
新庄	266	266	266	228	10	15	25	18	5	6	5	3	—	—	—	—
岩瀬	114	152	152	152	5	25	33	14	10	24	8	26	(※)	—	—	(※)
山室	228	228	228	228	10	13	22	31	3	3	3	2	—	—	—	—
奥田	222	228	223	210	35	34	38	38	28	31	26	37	—	—	—	—
大泉	66	75	76	76	25	21	23	19	20	16	19	19	—	—	—	—
月岡	76	76	76	76	12	29	22	21	4	2	2	0	—	—	—	—
呉羽	198	213	197	190	23	27	20	14	8	7	7	7	—	—	—	—
水橋	76	76	98	76	17	11	30	14	1	2	4	3	—	—	—	—
三成	62	76	66	54	19	28	28	20	0	0	1	0	—	—	—	—
和合	114	150	114	114	6	35	18	21	3	2	2	3	—	—	—	—
興南	136	114	152	137	15	15	30	28	7	1	6	4	—	—	—	—
藤ノ木	190	195	190	190	12	8	18	15	0	2	0	1	—	—	—	—
大沢野	190	190	190	190	14	27	24	11	3	1	3	2	—	—	—	—
上滝	114	114	101	76	20	38	30	21	0	1	0	0	—	—	—	—
八尾	108	114	190	152	21	19	36	21	2	13	2	3	—	—	—	—
杉原	66	114	—	—	10	38	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—
速星	370	380	380	342	14	36	28	25	1	5	8	10	—	—	—	—
城山	87	114	99	114	15	19	23	14	1	4	3	0	—	—	—	—
山田	22	38	24	25	12	24	15	15	0	0	0	0	—	—	—	—
楡原	18	33	27	28	10	23	15	15	0	0	1	1	—	—	—	—
合計	3,887	4,068	4,001	3,824	452	687	673	579	241	268	259	231				
									7.13%	7.95%	7.84%	7.25%				

※ 入学希望校申請書の提出締切時点の対象者数は、次のとおりです(特別支援学級希望者を除く)。

令和5年度…3,188名、令和4年度…3,302名、令和3年度…3,372名、令和2年度…3,381名

※ 通学区域外からの入学希望者数は、入学希望校申請書の提出締切時点の数値です。

※ 抽選実施の有無の(※)は全体の入学希望者数が受入枠総数に収まるため、抽選を実施しない中学校です。